

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する令和3年度（判）第4号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官美濃口真琴、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金1948万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和4年2月17日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和3年12月16日

金融庁長官 中島 淳一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実
法第178条第1項第14号に該当

被審人は、東京証券取引所市場第一部に上場されている株式会社 g u m i の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、令和2年8月12日午後2時22分頃から同年9月10日午前10時42分頃までの間、22取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、B証券株式会社を介し、高指値の買い注文を連続して発注して他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたり、下値に複数の買い注文を重層的に発注したり、引け条件付き成行買い注文を発注して終値に関与したりする方法により、同株式合計876,300株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計1,886,300株を買い付ける一方、同株式合計1,942,400株を売り付け、もって、自己の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第159条第2項第1号、第176条第2項、金融商品取引法施行令第33条の13第1号、

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、1,942,400株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量1,886,300株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(943円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量101,900株を加えた1,988,200株であることから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(1,942,400株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(947円×2,300株+956円×6,800株+957円×500株+961円×2,800株
+962円×6,100株+963円×3,800株+964円×6,100株+965円×5,200株

+966 円×2,800 株+968 円×2,600 株+969 円×10,600 株
 +970 円×4,100 株+971 円×9,000 株+972 円×4,200 株
 +974 円×3,000 株+975 円×8,800 株+976 円×40,300 株
 +977 円×15,300 株+978 円×10,700 株+979 円×4,300 株
 +980 円×1,600 株+981 円×18,200 株+982 円×31,200 株
 +983 円×28,000 株+984 円×18,500 株+985 円×15,200 株
 +986 円×12,900 株+987 円×7,900 株+988 円×6,800 株
 +989 円×3,500 株+990 円×31,300 株+991 円×12,100 株
 +992 円×14,000 株+993 円×12,200 株+994 円×12,700 株
 +995 円×6,600 株+996 円×6,700 株+997 円×7,500 株
 +998 円×22,500 株+999 円×31,200 株+1,000 円×55,600 株
 +1,001 円×36,000 株+1,002 円×43,900 株+1,003 円×43,300 株
 +1,004 円×28,400 株+1,005 円×49,600 株+1,006 円×36,400 株
 +1,007 円×27,300 株+1,008 円×46,900 株+1,009 円×61,100 株
 +1,010 円×74,400 株+1,011 円×47,700 株+1,012 円×55,400 株
 +1,013 円×66,600 株+1,014 円×31,700 株+1,015 円×32,000 株
 +1,016 円×64,700 株+1,017 円×70,500 株+1,018 円×47,800 株
 +1,019 円×47,700 株+1,020 円×53,300 株+1,021 円×22,400 株
 +1,022 円×23,200 株+1,023 円×21,300 株+1,024 円×16,800 株
 +1,025 円×24,700 株+1,026 円×16,900 株+1,027 円×25,500 株
 +1,028 円×19,200 株+1,029 円×18,400 株+1,030 円×26,300 株
 +1,031 円×4,600 株+1,032 円×12,500 株+1,033 円×13,200 株
 +1,034 円×11,000 株+1,035 円×10,700 株+1,036 円×8,100 株
 +1,037 円×8,700 株+1,038 円×2,300 株+1,039 円×13,500 株
 +1,040 円×8,800 株+1,041 円×12,300 株+1,042 円×19,000 株
 +1,043 円×6,700 株+1,045 円×4,200 株+1,052 円×7,600 株
 +1,053 円×12,800 株+1,054 円×14,000 株+1,055 円×11,100 株
 +1,056 円×13,800 株+1,057 円×1,600 株+1,058 円×8,500 株
 +1,059 円×2,800 株+1,060 円×5,100 株+1,061 円×5,200 株
 +1,062 円×9,700 株+1,063 円×17,700 株+1,064 円×4,700 株
 +1,065 円×6,500 株+1,066 円×800 株)
 ー (942 円×500 株+943 円×103,300 株+944 円×600 株+945 円×1,800 株
 +946 円×1,000 株+947 円×1,900 株+948 円×1,600 株+949 円×2,800 株
 +950 円×5,000 株+951 円×16,600 株+952 円×4,400 株+957 円×900 株
 +958 円×300 株+959 円×300 株+960 円×2,500 株+961 円×2,400 株
 +962 円×2,600 株+963 円×1,800 株+964 円×1,300 株+965 円×500 株
 +966 円×800 株+967 円×700 株+968 円×2,400 株+969 円×7,400 株
 +970 円×15,200 株+971 円×12,500 株+972 円×11,900 株

+973 円×5,400 株+974 円×5,300 株+975 円×9,400 株+976 円×7,300 株
 +977 円×3,500 株+978 円×3,700 株+979 円×3,400 株+980 円×3,700 株
 +981 円×14,300 株+982 円×19,200 株+983 円×15,900 株
 +984 円×14,700 株+985 円×14,500 株+986 円×10,800 株
 +987 円×6,200 株+988 円×18,100 株+989 円×22,800 株
 +990 円×24,500 株+991 円×13,200 株+992 円×8,000 株
 +993 円×9,600 株+994 円×16,400 株+995 円×5,400 株
 +996 円×10,000 株+997 円×8,200 株+998 円×14,100 株
 +999 円×23,800 株+1,000 円×18,500 株+1,001 円×21,100 株
 +1,002 円×18,000 株+1,003 円×32,200 株+1,004 円×45,600 株
 +1,005 円×42,600 株+1,006 円×45,200 株+1,007 円×51,200 株
 +1,008 円×58,700 株+1,009 円×47,200 株+1,010 円×31,600 株
 +1,011 円×49,100 株+1,012 円×52,600 株+1,013 円×45,100 株
 +1,014 円×40,700 株+1,015 円×40,800 株+1,016 円×52,400 株
 +1,017 円×73,800 株+1,018 円×47,500 株+1,019 円×30,500 株
 +1,020 円×27,300 株+1,021 円×31,400 株+1,022 円×24,800 株
 +1,023 円×21,100 株+1,024 円×12,900 株+1,025 円×7,500 株
 +1,026 円×24,200 株+1,027 円×14,800 株+1,028 円×19,200 株
 +1,029 円×16,900 株+1,030 円×15,100 株+1,031 円×20,700 株
 +1,032 円×12,400 株+1,033 円×13,100 株+1,034 円×37,000 株
 +1,035 円×20,200 株+1,036 円×18,500 株+1,037 円×12,800 株
 +1,038 円×17,600 株+1,039 円×17,800 株+1,040 円×21,100 株
 +1,041 円×17,700 株+1,042 円×18,000 株+1,043 円×8,700 株
 +1,044 円×5,000 株+1,045 円×100 株+1,049 円×2,200 株
 +1,050 円×2,100 株+1,051 円×3,100 株+1,052 円×3,600 株
 +1,053 円×3,400 株+1,054 円×3,300 株+1,055 円×1,900 株
 +1,056 円×1,800 株+1,057 円×800 株+1,058 円×2,400 株
 +1,059 円×4,100 株+1,060 円×18,200 株+1,061 円×9,600 株
 +1,062 円×11,500 株+1,063 円×20,000 株+1,064 円×16,100 株
 +1,065 円×10,400 株+1,066 円×5,400 株+1,067 円×2,300 株
 +1,068 円×1,500 株+1,069 円×600 株+1,070 円×1,700 株
 +1,071 円×1,100 株+1,073 円×100 株+1,074 円×200 株
 +1,075 円×200 株+1,077 円×100 株)
 = 3,623,900 円

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(1,988,200

株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(1,942,400株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(1,351円)に当該超える数量45,800株(買付け等の数量1,988,200株－売付け等の数量1,942,400株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

(1,351円×45,800株)

－ (986円×6,500株+987円×6,000株+988円×2,200株
+989円×3,000株+990円×2,500株+991円×600株+1,008円×100株
+1,009円×100株+1,010円×100株+1,011円×100株+1,013円×400株
+1,014円×300株+1,015円×2,700株+1,016円×8,500株
+1,017円×800株+1,018円×5,300株+1,019円×2,100株
+1,020円×1,600株+1,021円×700株+1,022円×100株
+1,039円×400株+1,040円×200株+1,041円×700株
+1,042円×700株+1,043円×100株)
＝ 15,861,100円

の合計額19,485,000円となる。

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、19,480,000円となる。

違反行為状況

別 表

株式会社gumi(東1:3903)

(単位:株)

違反行為期間	証券会社	委託株数		売買株数	
		売付	買付	売付	買付
令和2年8月12日 午後2時22分31秒～	B証券	0	18,200	2,300	37,600
令和2年8月13日	B証券	0	21,500	67,600	72,400
令和2年8月14日	B証券	0	41,400	88,900	101,900
令和2年8月17日	B証券	0	30,100	54,100	38,000
令和2年8月18日	B証券	0	54,700	98,900	84,800
令和2年8月19日	B証券	0	56,900	104,700	119,900
令和2年8月20日	B証券	0	127,500	185,400	145,600
令和2年8月21日	B証券	0	45,000	131,900	193,800
令和2年8月24日	B証券	0	22,600	50,600	29,800
令和2年8月25日	B証券	0	5,600	17,700	35,900
令和2年8月26日	B証券	0	38,600	76,200	63,300
令和2年8月27日	B証券	0	14,000	65,100	78,000
令和2年8月28日	B証券	0	20,100	60,200	105,100
令和2年8月31日	B証券	0	36,200	93,800	40,900
令和2年9月1日	B証券	0	46,700	50,700	42,900
令和2年9月2日	B証券	0	42,200	66,400	70,700
令和2年9月3日	B証券	0	55,200	106,300	112,200
令和2年9月4日	B証券	0	23,600	126,900	148,900
令和2年9月7日	B証券	0	87,900	183,300	119,800
令和2年9月8日	B証券	0	52,000	73,000	123,100
令和2年9月9日	B証券	0	25,200	112,400	96,700
令和2年9月10日 ～午前10時42分49秒	B証券	0	11,100	126,000	25,000
総計		0	876,300	1,942,400	1,886,300